

人材育成ワーキンググループの検討報告

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保と育成の方向性

(1) 背景

- 専門的な知識や技術等を有する人材等が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されることが必要とされている。
- 個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされている。
- 特に、鳥獣被害の深刻な地域では、実施に関する助言・指導を求めている。

(2) 対応の方向性

- 鳥獣保護員のレベル向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備
- 捕獲従事者の知識及び技術等の向上による効果的な個体数の管理
- 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保
- このため、鳥獣保護管理に関する専門的な知識及び技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図り、以下のような人材等の確保を図る。
 - ・特定計画等の作成に必要な人材
 - ・特定計画等の実施に関する指導・助言に必要な人材
 - ・上記の中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材
 - ・委託等により上記全てを総合的に実施できる団体

2 鳥獣保護管理の研修に関する方向性

(1) 基本的な考え方

ア 国による全国的な視点からの研修

- 鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況等を踏まえた鳥獣保護管理の手法等を内容とする。
- 主として国及び都道府県の鳥獣保護行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設ける。

イ 都道府県による地域的な視点からの研修

- 当該都道府県での鳥獣の生息や保護管理の状況及び全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な内容とする。
- 主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政担当者を対象とし、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者に幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 関係機関等との連携

- 農業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方などの鳥獣保護管

理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図る。

○鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める。

○他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無等に応じて相互に補完する。

(2) 研修内容及び普及

○鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理及び鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図る。

○全国的な特定計画の進捗状況に合わせた研修内容の見直しを図り、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な具体的実施状況等を研修内容に含める。

○研修で得た知識や技術について所属する組織等での共有化、インターネット等の適切な媒体により関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努める。

3 鳥獣保護員の充実に関する方向性

(1) 基本的な考え方

○地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進といった鳥獣保護員に対する新たな要請について適切に応えていく。

(2) 任命等の方向性

ア 鳥獣保護員の任命について

○鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの活用、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施する。

○常勤的な活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保を検討する。

イ 鳥獣保護員の総数について

○市町村合併前の市町村数と同規模により地域に密着した活動が可能となる人数、あるいは、鳥獣保護管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護員が都道府県内の特定の地方などにおいて助言・指導できるような人数の配置または必要な活動量を確保することなどを、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえて検討する。

ウ 鳥獣保護員の資質の維持について

○鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させる。また、任期を更新する際には、身体的な適正能力の確認や、研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

4 狩猟者の育成に関する方向性

(1) 基本的な考え方

○鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、人と鳥獣のあふれきは今後も継続すると考えられることから、適切な鳥獣保護管理を進めるうえで今後とも狩猟の果たす公共的な役割が期待される。

○狩猟者の減少及び高齢化が進行する中で、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題。

○狩猟事故・違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は狩猟に対するイメージ

を損ない、人々の狩猟離れが憂慮されることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得るとともに、その社会的地位の向上が図られるよう努める。

(2) 狩猟者の育成等の方向性

ア 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

○狩猟免許試験及び更新時講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、錯誤捕獲や鉛弾による汚染の防止、人獣共通感染症の予防及び外来生物対策等の鳥獣保護管理に関する知識や技術を充実させる。

イ 網猟とわな猟の適切な実施

○網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離し、網猟やわな猟についての専門性を高め、適切に猟具が使用されることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。

○網とわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置する。

○特にわな猟にかかる試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込む。

ウ 狩猟者の確保

○狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算や狩猟関係手続きの利便性の更なる確保等、狩猟者確保のための方策の充実について検討する。

○狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟団体等との連携を図る。

(参 考)

人材育成ワーキンググループの検討状況

1. 検討委員

座長	岡島 成行 *	大妻女子大学家政学部教授
	亀若 誠 *	社団法人農林水産技術情報協会理事長
	黒崎 敏文	財団法人自然環境研究センター 第1研究部長
	坂田 宏志	兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員
	佐々木 洋平 *	社団法人大日本猟友会理事
	難波 篤	仙台市農業園芸振興協会事務局次長兼業務課長
	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部助教授
	三浦 慎悟 *	新潟大学農学部教授
	南 正人	ピッキオワイルドリサーチセンター代表取締役
	吉田 正人	江戸川大学教授
他	農林水産省生産局及び林野庁より各1名	

*印 鳥獣保護管理小委員会委員 (敬称略、五十音順)

2. 検討状況

第1回 平成18年7月10日(月)

- (1) 検討スケジュール
- (2) 検討の背景と鳥獣保護管理の実施状況
- (3) 人材育成の現状
- (4) 求められる人材の役割と資質
- (5) 鳥獣保護管理に携わる人材を確保する方策
- (6) その他

第2回 平成18年8月8日(火)

- (1) 鳥獣保護の実施体制に関する状況
- (2) 鳥獣保護管理の研修に関する方向性
- (3) 鳥獣保護員の充実にに関する方向性
- (4) 狩猟者の育成に関する方向性
- (5) 人材育成の視点からの鳥獣保護管理の実施体制に関する方向性
- (6) その他

第3回 平成18年9月25日(月)

- (1) 都道府県の試験研究機関の状況
- (2) 鳥獣保護管理の研修に関する方向性
- (3) 鳥獣保護員の充実にに関する方向性
- (4) 狩猟者の育成に関する方向性
- (5) 鳥獣保護管理に関わる人材の育成と確保の方向性
- (6) その他